

健 第 1 7 6 0 号

平成31年2月28日

健康福祉総務課長  
地域福祉課長  
医療政策課長  
高齢者福祉課長 様  
青少年家庭課長  
子ども・子育て支援課長  
障がい福祉課長  
薬事衛生課長

健康推進課長

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）  
（通知）

このことについて、別添のとおり、平成31年2月22日付け健発0222第1号にて厚生労働省健康局長より、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」等の関係政省令・告示が公布された旨の通知がありました。

つきましては、通知の内容について十分御了知の上、各課において管理する県施設の受動喫煙防止対策を徹底していただくとともに、関係団体等へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、第一種施設の定義が示されておりますので、該当施設がある場合は2019年7月1日の施行に遅滞無く受動喫煙防止対策が実施されるよう、重点的な啓発を行っていただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

健康推進課 健康増進グループ 担当：井田

TEL：0852(22)5685 FAX：0852(22)6328

E-Mail：ida-chihiro@pref.shimane.lg.jp